

第4回 千葉市議会機能向上委員会 協議概要

1 日 時 令和7年10月2日（木）
午前10時から午前10時31分まで

2 会 場 千葉市役所低層棟6階 第1委員会室

3 出席者 （委 員）松坂吉則委員長、川合隆史副委員長、
前田健一郎委員、伊藤隆広委員、須藤博文委員、
田畠直子委員、亀井琢磨委員、
森山和博委員、吉川英二委員、
中村公江委員、梶澤洋平委員
(オブザーバー) 阿部智議員、渡辺忍議員、黒澤和泉議員
(事務局) 議会事務局長 他11人

4 傍聴者 （報道関係） なし
(一般傍聴者) 1人

5 協議事項及び協議結果

（1）常任委員会の運営について

<協議内容>

- 常任委員会の所管事務調査等で新たな課題・調整が必要な事項について、会派提出の調査票集計結果に基づき、協議項目の選定や協議の優先順位を協議した。

<主な意見>

【常任委員会における質疑・討論の分割】

- 試行実施中だが様々な課題があるため、継続はいかがなものか。
- 補正予算の事業数が多い場合等、時間制限3分でまとめるのは難しいため、弾力的な運用実態の検証や実態に合わせた調整が必要。
- 討論と質疑の分割の実施には前向きな評価をしている。

【年間調査テーマに係る提言・要望書の提出後の状況確認】

- 当局の具体的な対応や進捗状況を確認する機会が必要である。

【所管事務調査で得られた知見の活用】

- 所管事務調査の結果を提言・要望書にまで昇華していくには時間的にかなり難しい。
- 得られた知見を政策調整PTに投げかけ、発議に向けて発展的に使っていけばよいのではないか。
- 提言・要望書の提出によって、執行部が言いづらいことを議員が後押しできるため、どのようなスキームで実施するのかを協議したい。

【委員会審査時における発言内容】

- ・議案と関連のない質問が散見された委員会があり、改善が必要。
- ・もっともな指摘だが、向上委員会で審議するというよりは、幹事長会議等を通じて各会派に周知徹底を図ればよい。

【請願・陳情提出者への当日質疑対応】

- ・委員会当日に提出者から直接話を聞くことで議論が深まる。
- ・議事録や中継の取扱いなど、休憩中に実施している現状の整理が必要となる。また、実際に議会運営委員会で陳述人が委員長の制止を聞かず話し続ける事例があり、放送事故も懸念されるため、十分な検討が必要。
- ・事実に基づく発言かの担保が取れない中、議会の生中継に即した発言として制限できるかなど、提出者の権利と委員会での議論の質の担保をどう図るのかは議論が必要。

＜協議結果＞

- ・各会派への注意喚起で済む項目は協議対象外とし、今後の協議項目については、方向性が分かれる項目があるため、各委員の意見を踏まえて正副委員長案を提示することとなった。

（2）議会の規律・秩序について

＜協議内容＞

- ・議会の規律・秩序における課題や新たなルール作りが必要な事項について、資料に基づき、協議項目の選定や協議の優先順位を協議した。

＜主な意見＞

【議場への携帯電話の持ち込み禁止】

- ・各会派内で改めてルールの周知徹底を図るべき。

【議会でのハラスメントに関する協議の場】

- ・議会でのハラスメントへの取組については、議会全体として十分な議論が必要であるため、当委員会で協議していくべき。
- ・議員だけでなく首長も含めて包括的に考える必要がある。

【委員会開催等の日程調整】

- ・公務優先なのは当然であるので、周知徹底すべき。
- ・委員会視察については、事前に1週間程度を仮押さえしておくなどの運用をしてはどうか。

【政務活動費の使用基準等の見直し】

- ・1期目の議員が多いことも踏まえ、これまでの経緯と使途のあるべき姿など、各議員が正しい認識で運用できるよう確認してはどうか。
- ・領収書のホームページでの公開の議論と並行して議論していくべき。

＜協議結果＞

- ・携帯電話や公務優先の日程調整については注意喚起で済むため、協議事項としない。

- ・ 議会でのハラスメントについては、議会・議員の権能である執行部への監査や市民の代弁者としての役割に留意した上で、当委員会で協議していく。
- ・ 政務活動費については、領収書のホームページへの公開の議論や判例等も踏まえ、マニュアル改正も含めて幹事長会議で協議していく。

(3) その他

政策立案機能の強化に関し、委員長から発言。また、PTから政策調整会議への報告方法について政策調整会議座長から提案があり、各会派に了承された。

＜委員長から＞

- ・ 各会派から政策提案シートが提出され、これから政策調整プロジェクトチーム（PT）で協議を進めることになる。
- ・ PTで協議をする案件は、市の施策に関する政策条例であって、議会・議員に関する条例は対象外と考えている。

＜政策調整会議座長から＞

- ・ PTから政策調整会議委員への報告方法については定めがないため、書面報告か非公開の協議会か、また、意見を述べる機会を設けるかの具体的な方法については、柔軟に対応していきたい。

(4) 次回の開催日程について

別途、日程調整の上で開催することとした。